

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都港区港南一丁目8番15号

氏名 日本貨物鉄道株式会社

代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の5第1項

高松市長 大西 秀



許可の年月日

令和6年1月4日

許可の有効年月日

令和10年10月15日

## 1. 事業の範囲

(1) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

裏面記載のとおり。

(2) 積替え又は保管：積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余 白

## 3. 許可の条件

余 白

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年10月16日（当初許可）

平成15年10月16日（更新許可）

平成20年10月16日（更新許可）

平成25年10月16日（更新許可）

平成28年4月1日（変更許可）

平成30年10月24日（更新許可）

令和6年1月4日（更新許可）

令和7年8月7日（本店住所変更に伴う書換え交付）

## 5. 積替え許可の有無

余 白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

以下 余 白

備考

(1) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

① 廃酸 水素イオン濃度 2.0 以下のもの。

次の物質を含むことにより有害なもの。

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)

② 廃アルカリ 水素イオン濃度 12.5 以上のもの。

次の物質を含むことにより有害なもの。

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)

③ 汚泥

次の物質を含むことにより有害なもの。

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)

④ 廃水銀等

以 上  
以 下 余 白